

CSRの促進における政府の役割 ～ 3年間のまとめと補足 ～

金子 匡良

1. イギリスのCSR政策 – その後

- ・ブレア政権（1997～2007）の下で積極的なCSR政策を展開してきた「CSR先進国」
- ・1999年：年金法改正 ⇒ 年金基金運用におけるCSRへの配慮促進規定の追加
- ・2000年：貿易産業省（DTI）内にCSR担当相（政務官級）設置
- ・2002年～：CSR戦略を策定
 - Business and Society（2002）
 - Corporate Social Responsibility：A Government Update（2004）
 - Corporate Social Responsibility：A Draft International Strategic Framework（2004）
 - Corporate Responsibility Report（2009）
- ・2006年：会社法改正 ⇒ CSR情報の開示義務
- ・イギリスのCSR政策
 - ①CSRのビジネスケース紹介
 - ②企業に対する表彰・顕彰
 - ③パートナーシップ及び企業の参加支援
 - ④政府機関による助言
 - ⑤国内及び国際的なCSR行動基準に関する合意形成の促進
- ・ブラウン政権（2007～2010）⇒ CSR政策に陰り？
財務相時代のブラウン ⇒ 規制緩和策の推進、CSR情報の開示義務化に反対
- ・2010年：政権交代 ⇒ CSR政策の縮小
e.g. CSR担当相の廃止、Web上のCSR関連情報の削減

2. デンマークのCSR政策 – その後

- ・2007年：企業庁にデンマークCSRセンター設置

- ・ 2008 年： CSR 戦略「CSR 行動計画」(Action Plan for CSR) 策定
 - ①企業主導の社会的責任の拡大
 - ②政府活動を通じた企業の社会的責任の促進
 - ③気候変動に関わる企業責任
 - ④責任ある成長に向けたデンマークのマーケティング

- ・ 2008 年：財務報告法改正 ⇒ CSR の実践状況の公表義務化
 - ①企業が採用している CSR に関する方針
 - ②企業活動における CSR 方針の実践状況
 - ③CSR 実践に対する自己評価
 ⇒ UNGC の COP で代用可

- ・ 2008 年：Web サイト“CSRgov.dk”開設

- ・ 2009 年～：CSR の進捗状況に関する年次報告書「デンマークにおける CSR と報告」刊行

- ・ Web サイト上のツール
 - (1) 各種のコンパス (Kompasset, Compass)
 - ①CSR コンパス
 - ・ 人権や環境に配慮した「責任あるサプライチェーン・マネジメント」を行うために必要な知識や情報を提供
 - ・ 6つの段階 (①導入、②リスク評価、③サプライヤーへの条件設定、④サプライヤーに対する評価、⑤サプライヤーとの協働による改善、⑥成果の公表と情報交換) に分けて企業が実施すべき活動を説明
 - ②温暖化防止コンパス
 - ・ 企業が自主的に温室効果ガスを削減するためのツール
 - ・ 自社の活動に伴う温室効果ガスの排出量 (カーボン・フットプリント) を計算した上で、それを削減するためにどのような戦略を立て、どのような活動を行っていけばいいのかを示す
 - ③アイデア・コンパス
 - ・ 企業が社会的・環境的に持続可能な製品やサービスを開発するという、企業による社会改革活動 (Corporate Social Innovation : CSI) を促進するためのツール
 - ・ 企業の活動を通じて、どうすれば社会を変えていけるかについて、新しいアイデアを考案することを促す
 - ④コミュニケーション・コンパス
 - ・ すでに CSR 活動を行っている企業に対し、その活動内容を外部に向けて公表したり、CSR に関する報告書の作成を手助けするためのツール

- (2) グローバル・コンパクト自己評価ツール (Global Compact Self Assessment Tool)
 - ・ UNGC の 10 原則に則した質問に答えていく中で、自社がどれだけ UNGC を満たしているかを自己評価するためのツール
 - ・ このツールを用いて COP の作成ができる
- ・ デンマークの CSR 政策は、UNGC へのコミットが大きいのが特徴。(ドイツも同様。)

3. ドイツの CSR 政策 – その後

- ・ 2000 年代初頭：CSR に対する冷淡な態度
 - 「CSR は政府が専門部局をつくってこれを担当するようなものではなく、法律で強制するものでもない」
 - 「ドイツでは企業に関する環境・人権基準について十分な法律が存在しているので、CSR という基準で規制する必要はない」(ベラ・バーデ (ドイツ経済労働省・欧州雇用政策担当))
- ・ 2007 年：G8 ハイリゲンダム・サミット
 - 「…我々は、国際的に合意された企業の社会的責任及び労働基準…を、各国連絡窓口を通じて積極的に促進することに自らコミットする」
- ・ 2008 年：CSR 戦略の策定を目指すことを発表
- ・ 2009 年：CSR フォーラム設置 (CSR 戦略の検討のためのマルチステークホルダーによる協議機関)
- ・ 2010 年：CSR 戦略「CSR 行動計画」(Aktionsplan CSR) 策定
 - ①CSR の確実な定着
 - ②CSR 活動の信頼性と視認性の向上
 - ③教育・訓練・学問・研究と CSR の結合
 - ④国際政策及び開発政策における CSR の強化
 - ⑤社会問題の克服に向けた CSR の活用
 - ⑥CSR を促す環境の整備
- ・ 2010 年：タスクフォース CSR (Arbeitsstab CSR) 設置
 - Web サイト「企業の価値」(Unternehmens Werte) 開設

4. CSR 政策の分類枠組み

- ①一元的分類枠組み：政策内容によって CSR 政策を分類する
 - e.g. ホーネンの分類枠組み：
 - ①実現可能性を高めるための環境整備、②注意喚起、③促進、④能力開発、⑤会合の開催、⑥関係調整、⑦調査研究、⑧資金援助、⑨提携、⑩手法の開発、⑪法令と

の整合性確保、⑫政府活動への CSR の適用
⇒ 厳密な分類ができない

②関係論的分類枠組み：CSR 政策を政府・企業・市民社会の関係性の中で分類

e.g. アルバレダ・ロサーノの分類枠組み：

①政府における CSR 政策、②政府と企業の関係性における CSR 政策、③政府と市民社会の関係性における CSR 政策、④政府と企業と市民社会の関係性における CSR 政策

⇒ 有用性に欠ける

③二元的分類枠組み：政策目標と政策手法によって CSR 政策を分類する

e.g. シュトイラーの分類枠組み：

政策目標：①注意喚起と理解度向上、②情報開示と透明性向上、③SRI の促進、④率先垂範の実行

政策手法：①法的手法、②経済的手法、③広報的手法、④連携的手法、⑤ハイブリッド手法

⇒ 厳密かつ明確な分類ができる

・三元的分類枠組みの可能性？

二元的分類枠組みは、企業の「生産活動」「金融・投資活動」、消費者の「消費活動」という経済活動別の政策分類が不明確

⇒ これらを加味したマトリクスができないか？

5. 日本の CSR 政策

・日本にも無自覚的な CSR 政策や局所的な CSR 政策は多々存在する

e.g. 消費者保護法制、労働法制、グリーン調達法、経産省「BOP ビジネス支援センター」

・今後は自覚的な CSR 政策の推進が課題

・自覚的 CSR 政策の伏線

①2004 年：経済産業省「企業の社会的責任（CSR）に関する懇談会」中間報告

「…CSR への取組は内外で盛んに行われているが、我が国においてみると、CSR への理解、取組については、企業によって、まだ濃淡があり、今後、更なる推進が課題と考えられる」

「CSR は『企業の自主的な取組』を基本とすべきであり、その取組は企業毎の自主性、多様性、獨創性を確保することにより促進されるべきである」

「省庁間における連携を密にし、積極的に情報交換を行い、関係省庁の取組の整合性・協調を図りながら、企業の取組を支援していくことが重要である」

②2007 年：安倍内閣「長期戦略指針『イノベーション 25』」

「国民生活における安全・安心の確保のため、法令や規制の枠組みを超えた企業等の自主的な取組を促

す環境の整備を目的として、事業者団体、消費者団体、労働組合、投資家、その他の NPO の代表、専門家及び行政により構成される『社会的責任の取組促進に向けたステークホルダー円卓会議（仮称）』を開催する」

③2009 年：「社会的責任に関する円卓会議」発足 → 2011 年：「安全・安心で持続可能な未来に向けた協働戦略」公表

- ・安全・安心で持続可能な社会を構築するために各種アクターが果たすべき社会的責任を提示
- ・政府の CSR 政策に係る事項：障害者雇用対策の推進、違法な児童労働の撤廃に向けた関係法令の遵守徹底と政策の推進、BOP ビジネスの普及・啓発及び関係者の連携支援

⇒ 政府による CSR の促進という視点は希薄

・ヨーロッパの CSR 政策から見た日本の今後の課題 ⇒ CSR 政策の顕在化・体系化

①CSR 政策担当部局の設置（経産省 or 内閣府）

②CSR 戦略の策定：二元的分類枠組みに則った行動計画の策定

③CSR 情報の公開の義務化

cf. 民主党政策集 INDEX2009

「公開会社法の制定－株式を公開している会社等は、投資家、取引先や労働者、地域など様々なステークホルダー（利害関係者）への責任を果たすことが求められます。公開会社に適用される特別法として、情報開示や会計監査などを強化し、健全なガバナンス（企業統治）を担保する公開会社法の制定を検討します」

※今回の報告内容を含む3年間の研究成果については、2月末に公刊される大学紀要に掲載予定。